

マイナンバー（社会保障・税番号制度）に関する 緊急アンケート実施

一般社団法人gid.jp日本性同一性障害と共に生きる人々の会では、マイナンバー(社会保障・税番号制度)に関わるアンケートを実施中です。

12桁の個人番号(マイナンバー)が今年の10月から住民票を有するすべての人に通知されます。まず、「通知カード」が全員に配られ、来年1月からは希望者は顔写真付きの「個人カード」の交付を受けることができます。

このマイナンバーは今後、行政手続きをはじめ多くの場面で使用されるようになるため、さまざまな問題が起こるのではとの不安や悩みが本会に寄せられています。

そこで、皆様にマイナンバーに関わるアンケートにぜひご協力をいただき、その結果を今後の政府への要望など活動に役立てていきたいと思えます。

よろしくお願ひ申し上げます。

なお、マイナンバーの詳しい説明につきましては、下記内閣府のHPをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

実施期間 : 2015年9月4日(金)～2015年9月25日(金)

集計責任者 : 倉嶋 麻理奈 (gid.jp 副代表)

実施責任 : 一般社団法人gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会

1. Q1.何歳代ですか。

- 未成年
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳以上

2. Q2.お住まいはどちらですか。(都道府県単位)

都道府県

3. Q3.産まれた時に戸籍に登録された性別に対する違和感をお持ちですか。

- 持っている
- 持っていない
- わからない

4. Q4.上記のQ3で「持っている」と答えた方にお尋ねします。

産まれた時に戸籍に登録された性別はどちらですか。

- 男
- 女
- 未記入

5. Q5.上記のQ3で「持っている」と答えた方にお尋ねします。
現在、「戸籍の性別」と、「職場や学校において認められている社会生活上の性別」は一致していますか。
- 一致している。
 - 一致していない。
6. Q6.マイナンバーの制度について知っていますか。
- よく知っている。
 - だいたい知っている。
 - 聞いたことはある。
 - あまり知らない。
 - 全く知らない。
7. Q7.個人番号はランダムに割り当てられ、番号から性別を把握することはできないことを知っていますか。
- よく知っている。
 - だいたい知っている。
 - 聞いたことはある。
 - あまり知らない。
 - 全く知らない
8. Q8.個人番号は一度割り当てられれば、情報漏洩など特殊な事情がなければ生涯にわたって変更されないことを知っていますか。
(住所変更、改名、性別変更しても番号は変わりません。)
- よく知っている。
 - だいたい知っている。
 - 聞いたことはある。
 - あまり知らない。
 - 全く知らない。
9. Q9.通知カードには、個人番号の以外に、氏名、住所、生年月日、性別が記載されることを知っていますか。
- よく知っている。
 - だいたい知っている。
 - 聞いたことはある。
 - あまり知らない。
 - 全く知らない。
10. Q10.現在就労中の人は求めに応じて通知カードまたは個人カードを雇用主に提示して、個人番号を告知しなければならないことを知っていますか。
- よく知っている。
 - だいたい知っている。
 - 聞いたことはある。
 - あまり知らない。
 - 全く知らない。

※ 正確には、カードでなくてもマイナンバーが記載された住民票や住民票記載事項証明書などでも代用可能となっています。この時、性別欄が無い住民票記載事項証を用いれば、性別がわかることを防ぐことはできます。

しかしながら、カードが配られたばかりで紛失は理由としづらく、何故カードでなく記載事項証明書を提示するか合理的説明は難しいと考えられます。

11. **Q.11通知カードを提示する場合は、本人の身元確認ができるもの(例えば運転免許書やパスポートなど)を同時に提示しなければならないことを知っていますか。**

- よく知っている。
- だいたい知っている。
- 聞いたことはある。
- あまり知らない。
- 全く知らない

12. **Q12.あなたは性別の記載された通知カードまたは個人カードを雇用主に提示することになると、問題が起こると思いますか。**

- 起こると思う。
- 起こらないと思う。
- 何が起きるかわからないので、見せたくない。
- わからない。

13. **Q13.上記のQ12で「起こると思う。」と答えた方にお尋ねします。どのような問題が起こると思いますか。(自由筆記)**

14. **Q14.上記のQ12以外で、マイナンバーの実施にともなう心配や不安、あるいは困ったことや問題が起こる可能性があると思いますか。(複数選択可)**

- 雇用主以外からもカードの提示を求められ、本名や性別がわかってしまわないか心配。
- カードを無くしたり落としたりして、他人に見られてしまわないか心配。
- 現在一部の人しか知らない戸籍上の性別や本名を、これを機に多くの人が知ってしまうことにならないか心配。
- 名前や性別変更後も、性別変更前のカード情報がどこかに保存されていて、それによって以前の名前や性別が判ってしまわないか心配。※
- その他

※ 番号をデータベース化したり、本来の目的以外に使用することは現時点での法律では禁じられています。しかし、今後金融機関など民間での利用が広がってくると、どこまでそれが守られるのかなんとも言えません。

15. **Q15.上記のQ14で「その他」と答えた方にお尋ねします。具体的にどのような心配や不安あるいは困ったことや問題が起こるとお考えですか。(自由筆記)**

16. Q16.マイナンバーについて、改善の希望や要望がありますか。(複数選択可)

- 通知カードから、性別欄を消して欲しい。
- 個人カードの性別情報は、IC情報として保存し、カードの記載からは外して欲しい。
- 性別変更後は、番号を変えて欲しい。
- 番号は割り当ててもよいから、カードでの運用は止めてほしい。
- 個人情報の管理方法を、各社に確認できるようにして欲しい。
- カードを提示することで知り得た性別や本名などの個人情報の漏洩を起こした個人や企業は、厳罰に処して欲しい。※
- そもそもマイナンバーの運用は止めてほしい。
- その他

※ 番号自体の漏洩に関しては罰則が定められていますが、番号取得時に同時に知り得た性別や本名などの情報については、特に定めがあるわけではありません。

17. Q17.上記のQ.16でその他と答えた方にお尋ねします。具体的にどのような改善や要望があるでしょうか。(自由筆記)

18. Q18メールアドレスを書いて頂けると、マイナンバーに起因する困難について、本会から問合せさせていただく場合がございます。

(プレビューする)